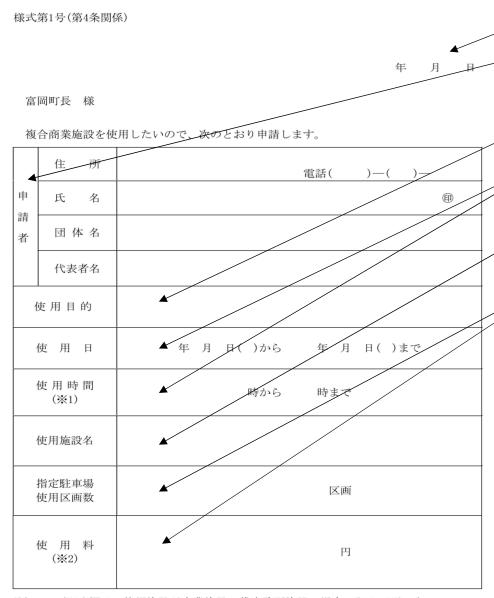
【富岡町複合商業施設内使用申請マニュアル】



- 注) 1 (※1)欄は、使用施設が商業施設、貸事務所施設の場合、記入不要です。
 - 2 (※2)欄は、記入不要です。

- ●申請日の日付を記載
- ●押印は必須です。住所・電話番号は連絡がつくものを記載。申請者氏名は申請者でも、団体(法人)の代表者でも可。
- ●どの様な目的で使用するかを記載
- ●使用日、使用時間を記載。 なお、準備にや片付けに要する時間も申請すること。
- (屋外交流広場)もしくは(屋内展示エリア・特設コーナー)の内、使用する施設を記載すること。
- ●記載不要
- 【 施設使用に係る詳細事項 】
- ●施設使用料は使用する前日までに入金を完了させること。
- ●飲食物を提供する場合、所管の保健所(相双保健所)の許可を受け、 申請時に許可証の写しを添付すること。
- ●富岡町暴力団排除条例第5条の規定に反しないこと。
- ●利用者が設置した備品に関しては利用者の責任のもと管理すること。
- ■屋内での火器の利用は認めない。
- ●屋外で火器を使用する場合、使用者で所管消防署の許可を受け、 申請時に許可証の写しを添付すること
- ●宗教活動に関することは認めない。
- ●展示エリアにあるソファや長机、椅子は使用して問題ございません。使用・移動した場合、使用者の責任の元、元の形への復旧をすること。

施設使用料		
営利目的	8:00~17:00	1時間当たり2,400円
	17:00~20:00	1時間当たり3,600円
非営利	8:00~17:00	1時間当たり800円
	17:00~20:00	1時間当たり1,200円